

令和5年度 放課後児童クラブ利用申込みの受付を行います

～現在利用中の方も新たに申請が必要です～

保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学校就学児童を対象に、放課後の安全確保と適切な遊びや生活の場として放課後児童クラブを開設しています。

令和5年4月から利用を希望する方は、次の事項をご確認のうえ、申込みください。



■利用要件

町内に住所を有し、令和5年4月時点で小学校1～6年生である児童のうち、保護者が次のいずれかに該当する必要があります。

- ①就労
- ②妊娠、出産
- ③保護者の疾病、負傷、障がい
- ④同居または長期入院などしている親族の介護・看護
- ⑤災害復旧(被災時の復旧作業中であること)
- ⑥求職活動
- ⑦就学、技能習得 など

■手続きに必要な書類の配布

11月1日(火)から上毛町役場子ども未来課で配布します。

■提出書類

- ・放課後児童クラブ入所申込書
- ・児童個人票
- ・入所要件が確認できる書類(就労証明、母子手帳の写しなど)
- ・利用料減免申請書など※減免事由がある場合のみ
- ※就労証明は職場によっては時間がかかる場合があります。早めに準備をお願いします。

■受付場所及び受付期間

受付場所	受付日	受付時間
子ども未来課	11月14日(月)～12月2日(金) 【集中受付期間】11月21日(月)～25日(金) ※土・日・祝日は除く	8:30～17:15 【集中受付期間】8:30～19:00

*入所決定

学年の低い児童から優先的に決定し、同学年の児童が待機になる場合は書類審査にて入所判定を行います。そのため、入所希望者が多数の場合は、入所できない場合がありますのでご了承ください。入所の可否については、各家庭宛に通知書を発送します。なお、事前の電話でのお問い合わせには応じかねますのでご了承ください。

放課後児童クラブの設置状況

校 区	南吉富小学校	西吉富小学校	友枝小学校・唐原小学校
クラブ名	南吉富放課後児童クラブ	西吉富放課後児童クラブ	大平放課後児童クラブ
保育場所	南吉富小学校敷地内	緒方575番地3地内	大平支所内
定 員	120名	80名	70名
利用料(1人当たり月額)	6,000円※保険に加入のための保険料も別途必要となります。		
開所時間	月～金	放課後～18:00	
	土	7:30～18:00	
	長期休暇中	7:30～18:00	
閉所日	日曜日、祝日、8月12日から同月15日及び12月29日から翌年1月3日		

※18時までにお迎えが困難な場合は、18時30分までの延長保育(50円/日)を実施しています。

利用には事前の申請が必要となりますので、詳しくはお問い合わせください。

※保育場所については、同学年であっても別の場所となる場合があります。

●問い合わせ先 子ども未来課 子育て支援係 TEL 72-3127 (内線229)



裁判員・検察審査員の年齢が18歳以上に

法改正により、裁判員や検察審査員になることができる年齢が20歳以上から18歳以上に引き下げられました。令和5年の裁判員や検察審査員の候補者には令和4年11月頃に通知書が送付されます。

●問い合わせ先 裁判員制度:福岡地方裁判所小倉支部刑事訟廷裁判員係 TEL 093-561-3431(代)

検察審査会制度:小倉検察審査会事務局 TEL 093-561-3431(代)

■各制度の詳細情報はこちら

裁判員制度ウェブサイト <https://www.saibanin.courts.go.jp/> 検察審査会ホームページ <https://www.courts.go.jp/links/kensin/>

令和5年度 保育所入所申込みの受付を行います

令和5年4月1日から保育所への入所を希望される方は、下記期間内に手続きをお願いします。

■手続きが必要な方

- 1、令和5年4月から新規で保育所入所を希望の方
- 2、転園希望の方

※継続入所を希望の方は、今回お手続きは必要ありません。来年の6月に現況届をご提出いただきます。

■手続きに必要な書類の配布

11月1日(火)から上毛町役場子ども未来課で配布します。

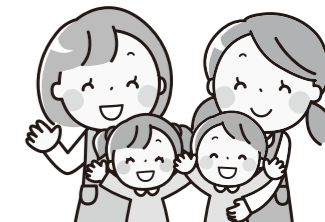
■受付場所及び受付期間

受付場所	受付日・受付時間
子ども未来課	11月14日(月)～12月2日(金) ※土・日・祝日は除く 8:30～17:15

■保育所に通うことができる基準(保育の必要な事由)

保育所に入所するためには、保護者が就労しているなど「保育の必要な事由」に該当していることが要件となります。保護者が次のいずれかに該当することが必要です。

- ①就労(月48時間以上)
- ②妊娠、出産
- ③保護者の疾病、負傷、障がい
- ④同居または長期入院などしている親族の介護・看護
- ⑤災害復旧(被災時の復旧作業中であること)
- ⑥求職活動
- ⑦育児休業中に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑧就学、技能習得 など



※定員などの関係で希望の保育所に入所できない場合があります。※受付期間を過ぎた場合、4月1日から入所できないことがありますのでご了承ください。

●問い合わせ先 子ども未来課 子育て支援係 TEL 72-3127(内線227)

農地の出し手、受け手を募集します

農地中間管理機構(公益財団法人 福岡県農業振興推進機構)を通じて、農地の貸借を行いません。

農地中間管理機構は、農地を貸したい出し手から、規模拡大などを行いたい受け手(担い手)への農地の集積・集約化を進めるため、農地の中間的受け皿となる組織です。

農地中間管理機構は公的機関ですので、農地の出し手は、確実に賃料が振り込まれて安心です。また、受け手は複数の所有者の農地の契約・賃料支払を一本化できるメリットがあります。

その他にも、農地中間管理機構を活用することでの優遇施策があります。申し込み方法など、詳しくはお問い合わせください。

●問い合わせ先

産業振興課 農地係 TEL 72-3151(内線250)



内 容	期 日
農地の出し手の募集	随 時
農地の受け手の募集	11月30日(水)まで
農地の契約日 (出し手→機構、機構→受け手)	令和5年5月1日(月)

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間 11月18日(金)～24日(木)7日間

■受付時間 11月18日(金)、21日(月)、22日(火)、24日(木) 8:30～19:00
11月19日(土)、20日(日)、23日(水・祝) 10:00～17:00

夫やパートナーからの暴力、職場でのセクハラ、ストーカーなど、女性に関する人権問題のご相談を受け付けます。法務局職員と人権擁護委員が、無料で相談に応じます。秘密は厳守されますので、どんな些細なことでも、ひとりで悩まずお気軽にご相談ください。

※「女性の人権ホットライン」では、強化週間以外でも女性の人権に関する電話相談を、平日の月曜日から金曜日の8時30分から17時15分まで(それ以外は留守番電話対応)受け付けています。

●連絡・問い合わせ先 福岡法務局行橋支局 総務係 TEL 0930-22-0476

相談専用ダイヤル

0570-070-810
(全国共通)